

子ども・子育て会議（第27回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第30回）
合 同 会 議
議 事 録

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て会議（第27回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第30回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成28年1月26日（火） 9：30～11：00

場 所 中央合同庁舎4号館12階第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 平成28年度予算案、平成27年度補正予算について
- (2) 公定価格の対応について
- (3) 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について
- (4) その他

3. 閉 会

- 資料1 平成28年度予算案における子ども・子育て支援新制度の状況について
- 資料2-1 公定価格の対応について（案）
- 資料2-2 公定価格の単価表について（案）
- 資料3 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（仮称）の概要について
- 資料4 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正等について
- 参考資料 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ
- 資料5 一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の資格要件の緩和について
- 資料6 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要
- 資料7 認定こども園に関する状況について

○無藤会長・部会長 それでは、定刻になりましたので、第27回「子ども・子育て会議」、第30回「子ども・子育て会議基準検討部会」合同会議を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、委員の交代がございました。お知らせします。

昨年12月22日に高橋睦子委員が退任され、日本労働組合総連合会副事務局長の安永貴夫委員が着任されました。なお、安永委員はきょう欠席だということではありますが、代理で平川様に御出席いただいております。

本日の委員の御出欠につきましては、事務局より御報告をお願いいたします。

○竹林参事官 事務局でございます。

委員の御出欠につきまして、御報告申し上げます。

秋田喜代美委員、小室淑恵委員、佐藤博樹委員、高尾剛正委員、蜂谷真弓委員、稲見誠委員、今村定臣委員におかれましては、本日所用により御欠席です。

また、奥山千鶴子委員、佐藤栄一委員、安永貴夫委員、武藤素明委員におかれましては、本日所用により御欠席ですが、代理としてNPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事、NPO法人せたがや子育てネット代表理事、松田妙子様、宇都宮市子ども部部長、川中子武保様、日本労働組合総連合会総合政策局長、平川則男様、全国児童養護施設協議会副会長、平井誠敏様に御出席をいただいております。

渡邊委員におかれましては、少しおくれておられますが、もうすぐ到着されることとでございます。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございました。

資料につきましては、議事次第に記載のとおりですけれども、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申し付けいただきたいと思います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、まず「平成28年度予算案、平成27年度補正予算について」、次に「公定価格の対応について」、3番目に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について」、そして「その他」でございます。

一括して事務局からの御説明を受け、その後に御議論をお願いしたいと思いますけれども、ただ、きょう、時間が9時半開始でお集まりいただきましたが、11時までとなっております。1時間半ですけれども、私のほうで検討すると、11時ではおさまらない気もいたしまして、もしかすると延長を少しさせていただくかもしれませんが、そう長く延長というわけにもいきませんので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。その辺、場合によっては打ち切る場合もございますので、それはあらかじめ御了承ください。

それでは、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○竹林参事官 事務局、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援新制度担当）でございます。

私のほうから、まず資料1～3までを通して説明させていただきます。

まず資料1でございます。平成28年度の予算案についてでございます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございますが、平成28年度の社会保障の充実・安定化についてでございます。

1番上でございますように、消費税引き上げによる増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けられることとなっております。28年度の増収額、計約8.2兆円のうち、1.35兆円が社会保障の充実に充てられるということでございます。その内訳が2ページ目でございます。一番上、赤枠で囲った部分が子ども・子育て支援の関連部分ということでございまして、子ども・子育て支援新制度だけで見ますと、国、地方合わせて5,593億円、社会的養護の充実を合わせますと5,939億円を確保いたしまして、消費税率が引き上がらない状況の中、いわゆる0.7兆円ベースの必要額を27年度に引き続き確保したというところでございます。

3ページ目でございます。今、申し上げました5,939億円を量的拡充と質の向上という2つの要素に分解したものがこのペーパーでございます。量的拡充に3,719億円、質の向上に2,220億円が充てられる見込みということでございます。

4ページ目でございますが、28年度予算案の約0.6兆円と、29年度のこれまで0.7兆円と言ってきた金額との関係を図示したものでございますが、基本的にこれまでのものと変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

5ページ目からが予算案の具体的な内容でございます。最初に内閣府の要求分でございます。全体としまして、2兆2,593億円ということで、27年度予算に対して約1,200億円のプラスということでございます。そのうち1ポツが後ほど次のページの3ポツで説明いたします。企業主導型保育事業などの分を除いた、ある意味これまでどおりの新制度の予算ということでございますが、2兆1,790億円、27年度に比較して400億円ほどふえておりますが、これが全体の大部分を占めております。その中の内訳としまして、まず1つ目の◆、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実として、7,636億円とございますが、そのうち①が子供のための教育・保育給付でございます。これが6,500億円、対前年度で400億円弱のプラスということでございます。

少し下のほうに主な充実の内容とございます。ここでは4つの項目を挙げておりますが、最初の3つが公定価格にかかわるものでございますので、これは後ほど資料2のほうで御説明いたします。また、充実のところの4つ目の項目、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減につきましては、後ほど次のページの2ポツで説明いたします。

続きまして、6ページ目の一番上の「②地域子ども・子育て支援事業」についてでございますが、1,136億円、対前年度で約50億円プラスということでございます。

少し下のほうに主な充実の内容とございますが、病児保育事業の普及のための取り組み、これは後ほど説明させていただきます事業主拠出金の引き上げ分を実施する予定でございます。

さらにその下、2つ目の◆、児童手当制度につきましては、1兆4,155億円ということで、対象児童の減少が見込まれることから、27年度予算額より若干少ない金額となっております。

次に2ポツの多子世帯、ひとり親世帯などの保育料負担の軽減でございますが、これにつきましては、幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議にてお示しいただいた方針を踏まえまして、多子の低所得世帯をターゲットにした対応を行うこととしております。

すなわち1つ目の○ですが、年収約360万円未満相当の世帯につきまして、多子計算に係る年齢制限を撤廃しまして、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

2つ目でございます。やはり年収約360万円未満相当のひとり親世帯などにつきましては、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化することとしております。

今回の取り組みをわかりやすく図解した資料をこの資料1の17～19ページにお示ししております。17ページは表紙、18ページが中身ということでございますが、この図で示しておりますように、もともとは図の真ん中にごございますように、子供のカウントの仕方として、例えば1号子供であれば小学校4年生以上はカウントしないとしていたものを年収約360万円未満相当世帯についてはカウントするということが負担軽減を完全実施するということでございます。

資料をお戻りいただきまして、6ページ目でございます。今、申し上げました保育料負担の軽減でございますが、保育料が減る分、給付がふえるということでございますので、それに要する財源が新制度分で国費にして約109億円ということでございますが、あくまで給付の一部ということですので、これは1ポツで先ほど申し上げました数字の内数、再掲ということでございます。

引き続きまして、6ページ目の下、3ポツでございます。事業所内保育など企業主導の保育所の整備、運営などの推進とある部分についてでございます。これにつきましては、法改正により事業主拠出金を拡充いたしまして、新たに事業所内保育などの企業主導型の多様な保育サービスの拡大などを支援する仕組みを創設するものでございます。点線の枠囲みの中にごございますような形で拠出金率を引き上げるとともに、新たに拠出金を充てる事業としては、①として企業主導型保育事業、次の7ページ目でございます。②といたしまして、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業。そして③でございますけれども、病児保育事業の普及、こういったものを想定しております。その関係の予算が835億円となっておりますが、法改正の内容につきまして、後ほど資料3にて御説明を申し上げます。

以上が内閣府の予算の概略でございます。

8ページ目からが厚生労働省における関連予算でございます。まず、待機児童解消策の推進など、保育の充実を図るための予算として、厚生労働省の予算としては987億円、今、御説明いたしました内閣府予算も含めれば9,294億円を確保しているところでございます。

1ポツですが、待機児童解消などの推進に向けた取り組みということで、保育所などの

整備支援でございますとか、次のページになりますが、小規模保育などの改修費支援などとしまして、28年度当初予算で709億円を確保するとともに、27年度の補正予算につきましても8ページ目、あるいは9ページ目の枠の中で参考として記載しているとおりの額を確保しているところでございます。

次に、9ページ目の2ポツでございますが、保育士の確保のための取り組みとしまして、28年度当初予算で206億円を確保するとともに、平成27年度補正予算におきましても、次の10ページ目の一番下の枠の中に記載しているとおりの額を確保しているところでございます。

11ページ目の3ポツと4ポツにつきましては、新制度関係の内閣府予算の再掲となるものですので、ここでは省略いたします。

12ページから13ページにかけまして、5ポツが認可外保育施設への支援、6ポツがその他の保育の推進ということで、各種の検証事業などがこの中に位置づけられております。

14ページでございますが、引き続き厚生労働省の予算でございますけれども、社会的養護の充実に関しましては1,271億円確保しまして、児童相談所の体制強化でございますとか、児童養護施設などの退所者の自立支援、こういったことを図ってまいります。

15ページ目でございます。文部科学省における関係予算について御説明申し上げます。

全体としては382億円確保しておりますが、1ポツといたしまして、幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進とございます。これは新制度に移行しない幼稚園に対する就園奨励費補助金の金額でございますが、幼児教育の段階的無償化につきましては、低所得の多子世帯及びひとり親世帯などの保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取り組みを推進するために、新制度と同様に対応いたします。先ほど資料でも説明したとおりですが、この所要経費を国費で合計17億円程度と見込んでいるところでございます。

続きまして、2ポツ、幼児教育の質の向上といたしまして、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置でございますとか、幼稚園、保育所、認定こども園などを巡回して指導助言を行う幼児教育アドバイザーの育成配置などの事業の実施を行うとか、その下、幼稚園、教育要領の改訂に係る作業の着実な実施、あるいはOECDの調査研究の参加などのために約3億円を確保しております。

最後に、次のページの3ポツでございますが、幼児教育の環境整備の充実といたしまして、認定こども園への新設や園舎の耐震化に必要な施設設備に係る支援、あるいは幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修などの実施のための支援、あるいはその下ですが、私立幼稚園の施設整備の充実、こうしたことのために、当初予算では56億円確保するとともに、これとは別途、安心こども基金を28年度まで延長しておくことによって約100億円を確保したところでございます。

資料1の予算については以上でございます。資料1には末尾のほうに文部科学省あるいは厚生労働省の保育の関係の予算の参考資料がついてございます。

続きまして、資料2-1、2-2でございます。

公定価格の対応についてということでございます。先ほど内閣府の予算の資料のところ
で幾つかの加算などにつきまして記載がございましたが、その具体的な内容を御説明する
ものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1つ目でございます。平成27年度国家公務員給与改定
に伴う公定価格の取り扱いについてということですが、1つ目の○にございますように、
公定価格の算定にあたりましては、人件費・事業費・管理費などについておのおの対象と
なる費目を積み上げて算定しておりまして、そのうち人件費の額については、国家公務員
の給与に準じて算定しているということがございますので、3つ目の○にございますよう
な形で平成27年の人事院勧告の内容に準拠した公定価格の引き上げを行うこととしたいと
考えております。

一番下、実施時期でございますが、これは国家公務員の給与と同じように、平成27年4
月1日に遡及適用することになります。まずは補正予算のほうで対応いたしますけれども、
平成28年度からの公定価格の設定に当たっても、この改定による引き上げ効果は引き継が
れるということになります。

この人事院勧告に準拠した対応を具体的にどのように実施するかということについてお
示ししたのが4ページ目の資料ということでございます。

1ポツの対処方針案の1つ目の○にございますように、自治体及び事業者の事務負担を
軽減して早期の追加支給を図るという観点から、平成27年度中におきましては、1つ目の
ポツですけれども、国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直
しをするという通常の方式に変えまして、全ての平成27年度公定価格項目について、後ほ
ど申し上げますが、2ポツに掲げております引き上げ率を平成27年度当初の単価に一律に
乗じたものを新単価とする取り扱いにしたいと考えております。

2つ目のポツですが、これによりまして、各事業所の公定価格収入は平成27年度の国家
公務員給与改定に伴う対応がなかったとした場合の収入額から、2ポツに掲げる引き上げ
率だけ増加する結果になります。

3つ目のポツですが、2ポツに掲げる引き上げ率につきましては、各公定価格項目の積
算上の人件費から機械的に算出しているものということでございます。

2つ目の○でございますが、今、申し上げました取り扱いはあくまで27年度中に限った
取り扱いでございまして、28年度の単価につきましては、国家公務員給与改定の影響を受
ける公定価格項目につきまして、個々に見直すという通常の方式により単価改定を実施す
るということで、この方式で改定したものがお手元の資料2-2という分厚い資料でお示
ししている単価表でございます。この単価表はまた後ほどごらんいただきますので、元の
資料のまま見ていただきたいのですが、今の4ページ目の2ポツにございますが、27年度
中の今、申し上げました引き上げ率につきましては、1号の施設型給付に係る公定価格に
ついては1.49%、2、3号の施設型給付あるいは地域型保育給付に係る公定価格につい
ては1.29%を乗ずる取り扱いとしたいと考えているところでございます。

5 ページ目のほうに参りまして、②でございます。賃借料加算の充実ということでございますが、一番上の概要とあるところがございますように、保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直すものでございます。特に都市部におきまして、公定価格の単価と建物の賃借料の実勢との間の乖離が大きくなっておりますことに対応するものでございます。

6 ページ目でございます。チーム保育推進加算の創設でございます。

この加算の趣旨と書いているところに書いてございますように、チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図るということでございまして、次のポツですが、厚い人員配置のもと、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことのできる環境の整備を促進するというものでございます。

具体的な加算の要件は2つ目の○に、①～④に列挙してあるとおりでございますが、1つ目に必要保育士数を加えて保育士を配置していただいていること。いわゆる加配をしていただいているということです。

2つ目に、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築していくこと。

3つ目に、職員の平均勤続年数が15年以上であること。

4つ目に、加算分による増収はキャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること。こうした要件を満たす場合に、1名分の保育士人件費相当分を加算するものでございます。

7 ページ目の④でございます。私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応についてということでございます。ここでは一番上の趣旨のところがございますように、特に大規模における公定価格の設定や事務負担の大きさが、新制度移行に当たっての課題として指摘されていることを踏まえまして、希望する園が新制度に円滑に移行できるよう環境整備を行うとともに、移行した園における幼児教育の質の向上を図るものでございます。

具体的には2つございまして、1ポツでございますが、チーム保育加配加算上限を緩和しまして、大規模に一定の配慮を行う。

2ポツでございますが、やはり大規模園におきまして非常勤事務職員及び非常勤講師を加配できる加算を設定するという内容でございます。

次に、資料2-2でございまして、これが28年度の公定価格の単価表ということでございます。これまで説明した対応がこの単価表に反映されておりますので、ここでは幼稚園と保育所の単価表についてかいつまんで説明していきたいと思いますが、委員の先生方のお手元には分厚い単価表、あとマスコミの方には抜粋版が配られておりますので、ページ数が食い違う面もありますので、そこを注意しながら説明したいと思います。

まず、幼稚園の単価表です。これはどちらも同じく2ページ目をごらんいただきたいと思っております。

この単価表上、27年度当初の単価表から変化のある部分を黄色にしております。ここにありますように、基本分単価でありますとか処遇改善加算、副園長・教頭配置加算など、2ページ目から3ページ目にかけて黄色になっている部分は、全て27年度の人事院勧告に準拠して引き上げを行うものでございます。

34ページ目、抜粋版ですと6ページ目ということになるかと思いますけれども、引き続き幼稚園の分ということでございます。加算部分2として列挙されている中の中段に2つ並んで指導充実加配加算、事務負担対応加配加算とございますが、資料2-1の④で説明した私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応としての大規模園に配慮した加算ということでございます。

次に、保育所の単価表ですが、分厚いほうは36ページ、抜粋版は8ページ目をごらんください。幼稚園の場合と同じように基本分単価、処遇改善等加算あるいは所長設置加算など、27年度の人事院勧告に準拠した引き上げということになります。

次に38ページ目、抜粋版ですと10ページ目ですが、左から2つ目の賃借料加算、これは先ほど説明しました賃料の実勢を踏まえた引き上げをしております。また、その右のチーム保育推進加算につきましては、今回新設するものでございます。

全体をばらばらめくっていただきますと、結構黄色になっている項目があると思います。これは基本分単価あるいは多くの加算がその積算上人件費を含んでいるために、人事院勧告に準拠した引き上げの対象になるためでございます。公定価格については以上でございます。

続きまして、資料3でございます。事業主拠出金の拡充による子育て支援の充実について、これは子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要ということでございます。

1ページ目でございますけれども、法律案の概要ということでございまして、1ポツにございますように、仕事・子育て両立支援事業、すなわち政府が事業所内保育業務などに対して助成などを行う事業を新たに創設いたします。

2ポツでございますが、今、申し上げました事業の財源とするために、事業主拠出金の率を引き上げるという内容でございますが、詳細は次のページ以降で説明をいたします。

2ページ目、法改正によりまして、今の仕組みがどう変わるかについてでございます。ページの上段が現行制度についてでございます。新制度においては、もともと事業主から拠出金をいただく仕組みがございまして、現行制度では拠出金率は0.15%、27年度予算ベースで2,456億円の拠出をいただいております。

上段右側ですが、この拠出金を財源としまして、児童手当あるいは地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の3つの事業を実施しております。法律上、これら以外の事業に事業主拠出金を充てることはできないことになっております。この事業主拠出金制度を新三本の矢の第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて拡充しまして、ページの下段にあるような形にしたいということなのでございますが、まず左側、拠出金率の引き上げでございます。法律上の拠出金率の上限について、現

行の0.15%から0.1%上げまして0.25%に引き上げた上で、上限の範囲内で政令で拠出金率を定めることになっておりますので、28年度につきましては0.2%へ、29年度になると、これをさらに0.23%に上げていくということを想定しております。

右側でございますが、この財源を使って新たに実施する事業でございます。赤字になっている部分ですが、まず3つ目の○で書いてございます仕事・子育て両立支援事業を新設いたしまして、1つ目といたしまして、企業主導型保育事業、これについては運営費及び整備費の支援を想定しております。

2つ目に企業主導型、ベビーシッター利用者支援事業、こういったものを新たに実施するとともに、その上の2つ目の○の2つ目のポツでございますが、もともと事業主拠出金が充てられている病児保育をさらに普及促進するための事業の拡充を行います。

なお、今のページの右下の※のところでございますが、企業主導型保育事業による受け皿拡大につきましては、最大5万人ということを想定しております。これは待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を40万人から50万人分に上積みしたこととの関係で、上積み分のうちの5万人程度をこの事業によって達成していくことを想定しているところでございます。

3ページ目でございますが、各事業の28年度における所要額ということでございますけれども、企業主導型保育事業が運営費、整備費合わせて800億円程度。病児保育普及促進事業のほうは30億円弱、ベビーシッター利用者支援事業が4億円程度という見込みになっております。

4ページ目以降には、企業主導型保育事業や企業主導型ベビーシッター利用者支援事業につきまして、現時点で想定される事業の概略をお示ししておりますが、ここでは4ページ目をごらんいただければと存じますが、これは企業主導型保育事業についてですけれども、ページの左下に本事業の特徴と書いた部分がございます。ここがございますように、設置に市区町村の関与がない、あるいは複数企業の共同利用が自由である。柔軟な人員配置とするといったことを通じまして、多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスが企業のイニシアチブで展開される。こういった姿が期待されているところでございます。

資料3については以上でございます。

○三谷参事官 子ども・子育て本部認定こども園担当参事官でございます。

私から続きまして資料4の「幼保連携型こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正について簡単に御説明したいと思います。

お手元の資料4、その次にあります参考資料をごらんいただければと思います。

今回お諮りする案でございますが、参考資料としてお手元に用意してございます保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ。これは昨年12月に厚労省で取りまとめられたものでございますが、この内容を踏まえて行われる保育所における対応と整合性のとれた対応を幼保連携型認定こども園についても実施するための改正でございます。

まず、資料4の1ポツでございますけれども、保育士の配置につきまして、児童福祉施

設の設備及び運営に関する基準において、最低2人必要とされているところ、朝夕の児童が少数である時間帯におきまして、最低基準上必要となる保育者の数が2名を下回る場合、うち1名は子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者とするところができるようにするという対応を保育所において講ずることとしておりまして、認定こども園においても同様の措置を講ずることとしてはどうかというものでございます。

2ポツでございますが、これにつきましても保育所における対応を踏まえまして、幼保連携型の認定こども園においても、小学校教諭、または養護教諭の免許保持者について配置する職員の3分の1を超えない範囲内で保育教諭にかえて活用するものでございまして、これらの者を教育時間中に教育に従事する場合につきましては、小学校教員免許保持者に限ることとするとともに、これらの者を活用する場合におきましては、他の保育教諭の補助者としての活用ということの基本とすることとしてはどうかというものでございます。

3ポツ目でございますが、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士数について、子育て支援員研修を修了した者等の保育士資格を有しない一定の者を活用可能とし、公定価格上も研修代替要員などの加算に関する人員の要件をこれに応じて緩和するという保育所の対応を踏まえまして、幼保連携型認定こども園におきましても、教育標準時間中を除いて基本的に保育所と同等の措置を講ずることとしてはどうかというものでございます。

なお、今後の予定でございますけれども、本日、この改正を御了承いただければ、早急にパブリック・コメントを行った上で、所要の省令改正を行いまして、保育所に係る改正とあわせて平成28年4月1日からの施行としたいというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○淵上幼児教育課長 続きます、資料5でございます。文部科学省幼児教育課長でございます。

一時預かり事業(幼稚園型)における担当職員の資格要件の緩和についてでございます。

2ページ目に昨年10月のこの子ども・子育て会議に御報告を申し上げたものがございます。私立幼稚園の新制度への円滑移行に向けての主な課題ということで昨年整理させていただいた中に、3番のIVのところ、有資格者不足への対応ということで、有資格者の確保が困難であるために一時預かり事業の実施などが困難となっているといった状況がございました。これを踏まえて要件を緩和したいというものでございます。

1ページに戻りいただきまして、2つ目の○でございますけれども、現在の一時預かり事業(幼稚園型)の資格要件は、ここがございます2つのポツを資格要件として課しているところでございます。

1つ目は、保育士・幼稚園教諭普通免許状所有者または市町村長などが行う研修を修了した方ということで、子育て支援員の方も活用できることになっております。ただし、担当職員の2分の1以上は保育士または幼稚園教諭普通免許状保有者ということで、しっかりした資格免許を持っておられる方が必要という要件にしてございます。

これを緩和の案ということで1番が子育て支援員のさらなる活用を図りたいということで、有資格者について、今、2分の1以上ということでございますけれども、これを3分の1以上というように緩和するということが活用が図られないかということでございます。

例にございますように、満3歳・3歳児25人、4歳児40人の場合に配置職員数は3人となるわけですが、現在であれば有資格者2人というところ、1人プラス子育て支援員などを活用することで対応したいということでございます。

2番目が小学校教諭免許状、養護教諭免許状所有者の活用ということで、一定の知見を有するこれらの方々についても、子育て支援員相当の方として配置したいということでございます。

3番目の緩和が幼稚園教諭の教職課程あるいは保育士養成課程を履修中の学生ということで、こうした学生についても一定の知見を有する者について配置可能としたいということでございます。もちろん質の確保ということが大変大事でございますので、こうした方々を活用するに当たっても、園内研修などでしっかり預かり保育についての業務の研修を積んだ上で実施していただくといったことを重ね合わせまして緩和して地域保護者のニーズに合わせた一時預かり事業の展開を促進したいということでございます。

以上でございます。

○竹林参事官 続きまして、資料6でございます。再び内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）でございます。

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要についてでございます。

この検討会につきましては、1枚おめくりいただきまして参考というところの1ポツ背景にございますように、2つ目の○でございますが、一昨年6月に開催されました子ども・子育て会議におきまして、重大事故の発生防止について、行政の取り組みのあり方などについて検討すべきとされたことを受けまして、その下の2ポツにございますように、一昨年の9月に設置をされたというものでございます。

さらに、その下の3ポツにございますように、一昨年11月に中間まとめをされておきまして、これに基づきまして、既に暮れにおいて自治体から事故の報告を受ける仕組みを整備しまして、事故情報データベースにつきましても昨年6月から内閣府のホームページで公表を開始しているところでございますが、一番下の4ポツにございますように、昨年末に最終まとめを行いましたので、その概要について報告するものでございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、まず1ポツでございます。事故の発生防止、予防のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成でございます。

1つ目の○にございますように、ガイドラインマニュアルにつきましては、施設・事業者向けと地方自治体向けの双方について盛り込むべき骨子につきましては、検討会で御検討いただきましたけれども、それを踏まえた肉づけの部分は別途調査研究事業において作成する予定でございます。これについては今年度内に作成する予定でございます。

2つ目の○にございますように、各施設事業者、自治体は、このガイドラインマニュアルを参考に、適切に事故発生時の対応に取り組んでいただくこととなります。

続きまして、2つ目のポツ、事故の再発防止のための事後的な検証についてでございます。

死亡事故のような重大事故につきましては、その検証結果を再発防止に役立てることが極めて重要であり、この検討会におきましては検証の進め方や体制を整備するための御検討をいただきました。その結果、検証においては都道府県または市町村において実施をする。既存の検証結果を受けて、国においては再発防止のための対応策の検討を行う、こういった枠組みでやっていくことになりました。

具体的には1つ目の○でございます。地方自治体における検証についてでございますが、検証の実施主体につきましては、行政における役割分担を踏まえまして、新制度における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業などにおける事項に関しては市町村、認可を受けていない施設、事業における事項に関しては都道府県、指定都市、中核市を検証の実施主体とすることになりました。なお、市町村が実施主体となる場合には、これを都道府県がサポートする形を想定してございます。

次に、検証の対象範囲ですが、死亡事故の検証については事例ごとに行うこととしまして、意識不明など死亡以外の重大事故についても必要と判断した事例については実施するということでございます。

次に2つ目の○、国における再発防止の取り組みでございますが、国に有識者会議を設けまして、地方自治体の検証報告などを踏まえた再発防止策を検討、提言することとなっております。

最後に3ポツでございます。事故の発生、再発防止のための指導監督のあり方についてでございます。

1つ目のポツでございますが、重大事故が発生した場合、または児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合には、必要に応じて事前通告なく指導監査などができるということを通知などで明確化する。

2つ目のポツでございますが、事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実について、国から自治体に周知をする、こういった対応を行っていくこととしております。

資料6は以上でございます。

○三谷参事官 認定こども園担当でございます。

資料7でございます。

これは認定こども園に対する状況についての調査結果ですが、4月に行いました認定こども園の施設数のみの調査につきましては既に公表しておりまして、この会議も御報告したところでございますが、本調査は、その二次調査としまして、残る園児数でありますとか職員数等々につきまして、昨年8月に4月1日現在の状況ということで調査したものでございます。

1 ポツ、これは御報告してあるとおりでございまして、認定こども園の園数ということで、2,836ということになってございます。

次の2ポツ、3ポツが在籍園児数ということでございまして、全体で39万970人ということになっております。2ポツに支給認定別、3ポツに年齢別の数をまとめているところでございます。

また4ポツでございまして、園長、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の教育・保育に従事する職の数ということで、6万4,103人ということになってございます。

また、裏面でございまして。こちらは幼保連携の認定こども園でございまして、特にその役割として、子育て支援事業というのを法律できちんとい行いなさいということで明記されてございます。具体的には、施行規則第2条で1号から5号までこのような事業をと定められているところでございまして、それぞれどのような実施率なのかということ进行调查したものでございます。最も実施率が高かったのが第1号に定められております、地域の子どもや保護者の総合交流の場の提供を行いながら相談、情報提供というのをいうものでございまして、全体の86.8%で実施されております。

次に2号の家庭において相談、情報提供を行う者が67%。

3号に規定されております保護者の疾病等に係る一時預かり等が36.9%というような状況でございました。

また、6ポツでございまして、これは一時預かり事業の実施園数ということでございまして、全体で84.8%の園で何らかの一時預かりを行われているということでございます。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまいろいろな事柄についての説明がございましたけれども、御意見、御質問を頂戴したいと思います。初めに申し上げたようなことでいささか時間が十分ではないかもしれません。恐らくお一人あたり2分以内ぐらいかなと見ておりますけれども、まず御発言したい方、挙手していただけますか。ざっとした人数と言っても、大部分の方ですね。わかりました。ありがとうございます。

では、中川委員から。

○中川委員 京都の北白川児童館の中川でございます。

放課後児童クラブについて発言をさせていただきたいと思っております。

昨年12月に国のほうから放課後児童クラブの実施状況について発表がありました。いよいよ登録児童数が100万人を突破したということになってございまして、私ども施設におきましても、昨年4月に新しい制度が始まりまして、やはりその制度そのものの周知が非常に行き渡った、あるいは充実しただろうということで、保護者の方が大変多く放課後児童クラブに申し込みをされまして私どもの施設でも10%から15%ぐらいの増加がございました。実はもう28年の4月の登録に向けて、この1月から登録の受付が始まっております。それを見ていると、昨年度よりもほぼ1割アップ登録の希望者が多くいらっしゃるよう感じ

受けます。

ただ、一方で、昨年、12月に発表された待機児童数を見ますと、これも従来よりもふえておりました、1万6,000人ぐらいの子供さんが待機をされているという実情です。このままでいきますと、登録を希望される子供さんは制度施行前からしますと恐らく2割ぐらいアップしてくるのではないかと、それに対しまして、なかなか施設、ハード面の充実の問題やあと放課後児童支援員という新しい職員の基準が示されたわけですけれども、この放課後児童支援員の配置についてもなかなか難しいところがあるように聞いております。各自治体、大変努力されているようでございますけれども、国におかれましても、こうした状況を踏まえまして、引き続き放課後児童クラブに対する御支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、徳倉委員、お願いします。

○徳倉委員 ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

保護者の観点から。専門性は省きます。柏女先生と駒崎さんのほうから細かい話も出ていますので、どちらかという1つに絞ってお話をさせていただきたいのですが、私は東京、埼玉、香川、今拠点は香川に私自身はおりますのでいろいろなところで講演をしたり、意見を聞いておりますけれども、やはり保護者の中に新制度ということの浸透率がどこまで行っても進んでいない。内閣府のほうでもいろいろな形でフォーラムを行っていたり説明会を行っていただいているのですけれども、一部の事業者であったり自治体の専門的にやられている方が非常に多い中で、そこからの広がりというのが、新制度が始まって間もなく1年になりますけれども、特に父親は皆無である。その中で、母親だけにしっかり伝わっているかというところ、自分が1号認定、2号認定というところはわかっているけれども、全体として国がどういう方針に動いて今こういうようになっているのかというところがよくわかっていないということで、そのところの周知を何か工夫できないかなと考えています。

私なりに考えていったところ、例えば子ども・子育て本部のFacebookのページがございます。具体的な数字を挙げますと、いわゆる「いいね！」というようにそこに飛んできてくれている方、コアな方が今3,759名いらっしゃいます。この数が多いか少ないかで判断するのは早計ではありますが、私は感覚的には少ないかなと思います。我々ファザーリング・ジャパン、NPOの数でいくと6,000を超えています。例えば駒崎さんのフローレンスですと1万2,000を超えています。では、例えば個人でどうなのか。きょうは座長でいらっしゃいますので無藤先生のお名前を出させていただきますけれども、無藤先生のいわゆるお友達ということで、アクティブにかかわっている方は1,700名います。プラス、フォローしている、お友達ではないけれども、常に見ているという方は700名を超えていて、2,500名ぐらいの方が無藤先生のコメントを随時見ている。

子ども・子育て本部のFacebookページもかなりの頻度で更新をされていますが、こういうことを行います、議事録を上げていきます、例えばQ&Aも非常にいい内容が書かれているのですけれども、Q&Aを上げていますというところで正直終わっている。この更新頻度はこのまま維持しながら、例えばですけれども、私も1,000名以上の方とつながっていますけれども、Facebookにアクティブな委員の中で例えば内閣府と連携しながら何かコラムをつけて出していくということにして、KPIではありませんけれども、例えばこの1年で「いいね！」の数を1万にふやしていこうとなると、ネットにアクティブな父親、母親関係なく、やはり情報を集める人が国としてどういう方針でこの新制度を進めていくのか、予算をどうしようにつけていくのかというのがこの場だけ、専門的な方だけではなく、ぱっという形で伝わるということが、実はこれからの広がりを持たしていく上ではとても重要ではないかなと思ひまして、意見させていただきます。

以上になります。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、坪井委員、お願いします。

○坪井委員 平成27年度の補正予算、処遇改善の1.9%を含め、28年度の公定価格のまたさらなる充実ということで、国におかれましては、かなり御努力いただいたものと思っております。我々、全日本私立幼稚園連合会でも、新制度に移行した園の収支状況のアンケートなども行っております。それを見ますと、ほぼほぼ改善されておる。ただ、やはり大都会、首都圏、名古屋、大阪、福岡など、そういったところからは移行が非常に少ないということで、さらに私立幼稚園から移行ができるような内容にしていきたいということが1つあります。

もう一つ、質の充実というところで、例えば幼保連携型の認定こども園の1号の子供の教育標準時間の設定のあり方とか、学級担任制の堅持の件であるとか、これは質を維持、向上させるために不可欠のものと我々考えておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それといろいろな予算の話とか新聞等でもよく見ますが、保育士確保のための予算云々ということをいろいろありますが、実は幼稚園の世界でも人手不足、人材不足に悩んでおります。今回の処遇改善のようなものがぜひ幼稚園の先生に対しても実施されるようになって、幼稚園の処遇改善、人手、人材不足の解消になりますように、ぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、月本委員、お願いします。

○月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会から、PTAの立場、保護者の立場から質問させていただきます。

子ども・子育て支援新制度における教育・保育の質の向上はどの程度達成されたか。ま

た、質の向上についてどういう判断基準で考えているのか教えていただきたいと思います。

この新制度によって市区町村の現場では保護者負担軽減は国基準と比べて、どの程度実質的に軽減されたのかを知りたいと思います。教えていただきたいと思います。保護者負担軽減が以前と比べ軽減された市区町村がどの程度あったのか、また従来から非常に問題とされている公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担格差はどの程度解消されているのでしょうか。全国的にはどのような状況か、わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長・部会長 今の御質問は後で答えられる部分は答えていただきますけれども、調べなければいけない部分もありそうなので、よろしく願いいたします。

それでは、塚本委員、お願いします。

○塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

2点お礼とお願いを申し上げたいと思います。

まず、28年度予算でお示しいただきました資料2-1、公定価格の対応について（案）という資料の6ページに掲載いただきましたチーム保育推進加算の創設についてでございます。これにつきましては、保育士の人材不足、本当に現場では深刻化している中、こうした定着化に向けた加算を創設していただきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。ただ、ここにお示しいただきました加算の概要では、全国で1割ぐらゐの保育園しか対象になりません。今後、この加算をぜひ人材確保により効果的に運用させていただくためにも、15年以上という職員の平均勤続年数につきましては、その要件を緩和あるいは撤廃をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

もう一点は、27年度の補正についてでございます。資料1でお示しをいただきました細かいところでは28ページ、29ページあたりにお示しをいただいております。これも保育人材の確保ということの取り組みの推進ということで、保育士の修学資金の貸付事業の補助率の引き上げ、あるいは復帰支援、または再就職支援などの新規事業を今回補正で盛り込んでいただきました。本当にありがとうございます。

特に28ページでございますICT化推進事業につきましては、保育現場でも高い要望があった事項ですので、ぜひとも実施主体である市町村において積極的に取り組んでいただけるように、国から地方への働きかけを強力にお願いしたいと思います。実は早速、この資料をいただきまして、私たちの加盟園の園長が市町の保育行政の担当者のほうにお願いに上がったのですが、このことについては、我が市ではもう取り扱わないというようなお返事をいただいたという話があるようでございます。補正対応ということですから、ぜひとも早急な国からの働きかけをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

11年前に中央教育審議会が出した「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」という答申があります。その中で、「幼児は小学校就学前の者を意味する」とされています。いわゆる乳児・幼児と言われているもの全て、幼児とし、「幼児が生活する全ての場において行われる教育を総称したもの」を幼児教育であるとしています。

「子ども・子育て支援新制度」の創設はとても豊かな新しい営みだとは思いますが、整理されていない事柄があります。残念ながら、2つの法律（子ども・子育て支援法、改正認定こども園法）では、「教育」は「学校における教育」のみを「教育」としています。つまり、先ほど言った11年前の幼児教育の意味あいからは少しずれて、未整理のままとなっています。そして、答申の中には、「幼稚園等施設は集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ得られていく子供たちの育ちというものを保障して行きましょう」と書かれています。当然ですが、保育所も含めて、子どもの集団で系統立てた活動をしていくところにはきちんと幼児教育があると書かれています。そのことをきちんと反映した法律上の定義等の整理に取り組んでいくべきだと思います。11年前には、施設は一体化できない、でも機能は一体化できるとして総合施設、いわゆる認定こども園を誕生させました。そして、昨年4月には施設そのものが一体化の施設をこの国は誕生させたわけですから、新制度がスタートして10カ月目になる今からでも法律上の整理、法律の中身を変えていく動きも含めて、できれば検討していただきたい。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

余計な注釈を加えさせていただきますけれども、その11年前の中教審答申、私も委員でしたのでいろいろな背景を存じ上げておりますが、幼児教育という言い方はそのときにおっしゃるように、幼稚園に限らず乳幼児期、1つは幼児というのは乳児を含んで使っておりますから乳幼児期なのですけれども、全ての教育の営みを指しております。これは法令的な根拠は教育基本法の第11条にあって、それは幼児期の教育ということで、家庭教育、幼稚園教育、保育所の教育、全部含めるということになります。

ただ、現在、例えば中央教育審議会の中で幼稚園教育要領あるいは幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の改訂の議論があり、厚労省の保育所・保育指針の改訂のグループの協力の中でやっておりますけれども、文科省のほうではそれを幼児教育という形での検討にしております。その意識としては、文科省ですから保育所の教育を云々する権限はありませんので、あくまで幼稚園と幼保連携型認定こども園の問題ですけれども、意図としては、保育所の連動をしながら、乳幼児期における専門性のある教育というのを全ての保育にかかわる施設で行うものであるという大きな枠組みです。ただ、おっしゃるように、十分に法令的には整備されていないところがあるので、今すぐできるとは思いませんけれども、大きな課題だというように受けとめました。ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長、駒崎です。

きょうは資料を提出しております。それに基づいてお話しさせていただきます。委員提出資料の3ページ目をごらんください。

まず1つ目、自治体に連携の確保を促してください。義務化してください。全国小規模保育協議会は、小規模保育所に経営実態調査を独自に行いました。そうしましたところ、まだ連携施設を確保していないという小規模保育者は32%にも上りましたし、また、経営上の課題として3歳児以降の受け皿としての連携園を挙げた施設は5割にも上りました。50%にも上りました。つまり、3歳児以降の受け皿がないという施設が5割というのとニアリーイコールの話だと思います。これはゆゆしき事態かなと思っているのです。

内閣府は通知を出してくれてはいるのですけれども、自治体に関しては全然積極的ではありません。自分たちの仕事だと思っています。ですので、事業者同士で勝手に連携してくださいという程度で、自治体のほうで連携をきちんとコーディネートするという意識はほとんどないという状況です。さらに、連携できなければ小規模保育所は減算の対象になってしまうという非常に大きなダメージをこうむることになるわけなのです。

なので、ぜひ自治体側は積極的に連携園の確保を行うというのを義務化していただきたいと思います。そうでなければ、今の状況で連携しなかったら減算ですよというのはぜひやめていただきたいと思います。

また、3歳児以降を預かり続けるという特例給付制度をつくっていただいて、ありがとうございました。これによって3歳児以降の子供が保育園難民にならずに済むというようにはなっているのですが、そのまま3歳児以降の子供を受け入れ続けると、0～1の定員数を減らすこととなりますので、そうすると0～1分の補助がもらえないというダブルパンチになってしまう。つまり、その子を助けようと思うと窮乏するという状況になってしまいますので、そういう意味では制度のバクがあるかなと思いますので、ここも3歳児以降、保育園難民になってしまう子を受け入れた場合においては、定員数12人だったのが、例えば13人でいいよみたいな弾力化措置をとれるように制度化してもらいたいと思います。小規模保育がせっかく広がってきて、これからもどんどん広がっていくと思うのですが、連携園の確保というのは非常に大きな課題になっていますので、ぜひ至急取り組んでいただきたいと思っています。

また2つ目です。病児保育です。今回、病児保育の強化というものを安倍総理の施政方針演説にも上げていただいて、ありがとうございました。それはすごくありがたいのですが、しかし、施設偏重型の政策というのは改まっていません。施設数というのは御案内のとおり、基本的にはクリニックの横でやる、クリニックの中でやるというような院併設型が84%を占めているのです。つまり、小児科医の数分しか最大病児保育をつくれな。そうすればキャップがはまっているというのは明確ですね。にもかかわらず施設をふやしていこうという、ふえないねと言っているのがこの十数年間で、それをまたさらに踏襲するのかというところがございます。既に病児保育は訪問型病児保育というもの

も広がってきつつあるのです。

例えばフローレンスであれば、1日当たりの預かり平均件数は40件くらいなのです。これは病児保育の施設、定員数4名のうちの稼働率の50%ですから、大体2名です。公的な病児保育施設20軒分を何の補助も受けずに我々民間でやっています。そういう意味では、対応件数で段違いな違いがありますし、効率的なニーズ対応ができています。厚労省さんが動いてくれないので、東京都においては自治体、例えば渋谷区や北区や文京区や足立区や千代田区というところが独自でバウチャー、利用者補助というものをされていて効果を発揮しています。こういうように自治体のほうが先に進んでいますので、厚労省さんも施設をふやそうという15年間機能してこなかった政策をもうそろそろ改めていただいて、きちんと訪問型もしっかりと補助するという形に政策展開していただかないと、病児保育のニーズには対応できないというようにはっきりと言わせていただきたいと思います。

3つ目です。警察と児童相談所で情報共有を義務づけてほしいということです。これはここに写真を載せましたけれども、大変ショッキングな写真です。狭山市の3歳児の女の子が殺されました。この件、タイムラインをごらんいただきたいのですが、救えるチャンスが何回もありました。特に2015年6月29日と7月19日の2回、警察はこの子の家まで行っています。しかし、外傷がなかったということで放置したのです。さらに罪深いのは、警察は児相に何の連絡もしませんでした。つまり、警察と児相の間で情報共有がされなかったのです。それによって、この子は健診を3回とも受けていなかったにもかかわらず、しかも警察にも通報されている、この2つの情報が組み合わされれば、さすがに一時保護したでしょうという状況なのです。何でこういう情報共有が進まないかというと、児童虐待防止法という法律の中では、情報共有しなさいよというような義務規定というのはいないのです。法の欠落というのが一つ原因ではないかなと思っています。ですので、児童福祉法改正の時期、チャンスですので、ここできちんと児相と警察、また児相と警察と自治体、これらが情報共有をしっかりするというような義務規定をきちんとつくっていただきたいと思います。制度と制度のはざままで、ある種の割く人員ミスで子供が死んでいくという情報をこのまま放置してはいけないと思います。

さらに、この虐待に関してですけれども、いち早く虐待通報共通ダイヤルをつくってくださってありがとうございます。しかし、これの7割が途中で切られているという状況を御存じですか。ある報道においては、途中でアナウンスが長いから切ってしまったという状況があります。7割です。せっかく命を救う通告の7割が闇に消えて行ってしまうというのは驚異的ですので、至急調査してほしい。これは長いから切ってしまうのか、あるいは有料だから切ってしまうのか、何が原因なのかというのをぜひ確かめていただきたいと思います。

最後です。ひとり親の児童扶養手当のまとめ払いはやめていただきたい。生活保護は毎月です。年間2カ月に1回です。しかし、児童扶養手当は4カ月に1回の支払いしかありません。厚労官僚の皆さん、皆さんの給料が4カ月に1回のまとめ払いだったら生きてい

けますか。これはとても厳しいことになると思うので、ぜひこれを改善してください。キャッシュフローが厳しくなる、資金繰りが厳しくなって、最後のほうは闇金に借りるしかなくて、利子が降り積もって、そして結局破綻するという状況になっているわけです。低所得のひとり親の支援のはずなのに、低所得のひとり親の生活を破綻させるような制度設計になっているというのは問題ですので、ぜひ何とかしていただきたいと思います。済みません。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私から5点お願いいたします。

いろいろ努力をいただいて、ありがたく思います。前回の会議のときにも申し上げましたが、学校法人等における広域の対応につきまして、教育は選択するという主体的な意思決定が必要で、そのためには私立幼稚園の1号子供たちも含めて、選択の広域な幅をきっちり保障するということは非常に大事だと思っています。

都市部における既に新制度に移行した幼稚園やこども園にとっても、あるいは移行が進まない状況においても、基礎自治体毎の書式が統一されないので、煩雑な事務処理がネックになっています。あるいは基礎自治体の補助金というものと密接にかかわり合いますので、その中でA市に住んでいる方がB市のこども園に行った場合に、A市の補助金が出ない。市区町村の補助はその行政区内に閉じてしまう方向にあります。基礎自治体を超えて相互に乗り合いながらみんなで子供を大事に補助していきましょうという考えを大切にしてきたが、今や市区町村主導で結果的には選択の幅が狭まりつつあります。広域の調整という機能が都道府県にも持っていてほしいし、そういった意味で指導や助言あるいはそういう考え方の推進ということを進めていただきたいと思っています。

そういう先駆的な事例が都道府県に持っていらっしゃるようであればぜひ御紹介いただいて、それぞれが広域で子供の教育を保障できるようにお願いしたいというように思っていますし、国からも基礎自治体に直接そういうお話をいただきたいというように思っています。

2点目は、幼児教育の質の確保のことですけれども、既にOECDでは幼児教育の大事さは周知されているところで、この国においても幼児教育が学校教育のみならず、社会人になった後の子供たちの幸せに寄与しているということは皆さんも御了解いただいていると思いますが、では、施設における教育の質をどうように確保していくかというのは量的な問題だけではなくて、例えば園内研修などを積み重ねていかれるのかということも非常に大事なことと思っています。

園内研修が1号、2号、3号のお子さんがいらっしゃる施設において、どういうことはできるのか、そのことによってどういう効果が生まれているのかということも把握検証して、さらに推進していくということが必要であろうかと思っています。調査や照会等、よろし

くお願いをいたします。

3点目は、市区町村における保育料の1号子供の件ですが、国からお示しいただいた4段階のままの市区町村が多い。保育所のほうはもう二十何段階になっている訳できめ細やかな保護者負担に関する会議というものがまだまだ行われていないところが多いわけです。まだ仕組みがスタートしたばかりだから様子を見ましようというところが多いかと思えますので、だんだんこの件が落ちついてきているところで基礎自治体に保育料審議会の設置をご指導いただきたいと思えます。子ども・子育て会議がもう1年目で終わってしまっているということをよく聞きます。課題が山ほどあるわけですから、それぞれのところで継続検討できるように御指導いただきたいというように思っています。

4点目は、11時間の標準開所時間の件ですけれども、これはフルタイムの方が仕事をちゃんとできるようにということで施設としてあげましようという話というように理解していますが、ともすると、子供を11時間預けるということが標準なのだというような誤解を生んでしまうことがあります。あくまでもこの11時間は仕事ベースのために子どもたちが預かる、安心して預けられる場所という発想ですから、子供にとってどれだけの時間、みんなと一緒にいることが幸せになるのか。子供にとって必要な幸せというのはどこから見ていけばいいのか。家庭とか、これからの社会を担っていく子供たちに対して大人は何をしてあげられるのか。仕事している間そこにいなさいということではなくて、それは先ほど申しあげました質の向上も含めて、エビデンスベースで、この国は子供たちをどう育てるのかということの視点も新たに入れて今後も検討していただきたいのです。11時間に対する言い方ですね。標準というのが誤解を招くようであれば、保護者の方に正しく伝わるような工夫をしていくことが必要になってきているというように思います。

最後に、先ほども話題が出ていましたが、保育士不足の件ですけれども、幼稚園教諭も当然不足しているわけで、これは幼保関係なくきちんと処遇の改善がなされるような配慮をぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

次は柏女委員とまだまだ続きますので、2分以内というのをぜひよろしくお願ひいたします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女と申します。

お手元の参考資料の1ページ、2ページに資料を用意させていただきました。2つの意見がありますが、特に最初のほうについてお話をさせていただきたいと思えます。

先ほど報告のあった参考資料4、資料4にかかわってということになりますが、保育所あるいは幼保連携型認定こども園における保育士のみなし規定の問題についてであります。

(1)ですけれども、省令改正についての疑問があります。3つの改正が予定されておりますが、そのうち②と③、特に子育て支援員の導入の関係です。この2つの2番と3番の政策を最大限使った場合、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用で基準上必要とされる人

数の3分の1を保育士からこれらの者にかえ、かつ、③については利用定員の総数に応じて置かないといけない保育士数の解釈が疑問になっているわけですが、例えば11時間開所、8時間勤務の保育士、これらも含めるといようにいたしますと、それ以外の研修代替保育士等の全てを子育て支援員をもって変えるとする、結果的に年齢ごとの定員を決めた上で試算してみますと、保育士資格保持者は場合によって保育所で必要とされる職員の半数強程度にしかならない、そんな事態も想定されるのではないかと思います。

保育士のキャリアパスやキャリアラダーや確立していない現状では、こうして採用されたみなし保育士が、いわゆる担任は幼保連携型認定こども園では保育教諭にするということのみなしは認めないということでしたので、保育所のリーダーということになったりすることもあるのではないだろうが。これらは形を変えた准保育士制度導入に道を開くことにつながるのではないかとこの疑問がございます。

次に、受け皿が一段落するまでの間というのはどのくらいの年数なのか。あるいはこれが恒常化する可能性はないのか。こうしたみなし職員の待遇に関して、保育士との公定価格上の差を設けるのか否か。きょうの段階ではまだ公定価格上の差を設けるという話には出ておりませんでしたけれども、こうしたことの疑問が残ります。

何が懸念になるのかということですが、まず第一には、保育士の専門性に関する懸念ということです。つまり、保育士の業務を幼稚園教諭や小学校教諭、子育て支援員等が代行できるということは、保育士の専門性をどのように捉えているのか疑問です。そこに保育士だと学生はこういうのではないか。私たちは借金をして、うちの大学でいえば38%、4割が貸与奨学生です。4年間、そして400万円をかけて保育士資格を取得しています。それは保育所で保育士として勤務したいから。なのに子育て支援員では、それに比べてわずかな期間とお金で取得でき、それで保育所勤務ができるということになる。これは一体どういうことなのだ。保育士は誰でもできるということではないかというように嘆くのではないかと思います。

事実、私の教え子が今保育士養成校で教員をしておりますが、きのうメールをいただきました。学生に今、実習計画書の作成を厳しく指導しているけれども、何度も何度も指導しますと学生のほうも嫌気が差して、資格がなくても保育所勤務できるのでしょうかというように言われるということがきのうありました。そういう意味では、保育所の質の向上、保育士の専門性の向上の観点からもこの議論は大事だろうと思います。

また、公定価格の差を仮に設けないとしたら、これは子育て支援員と保育士の給料を同一に考えるということにつながっていきます。これは保育士の専門性をないがしろにするものであって、保育士養成制度そのものを否定する政策とっていいのではないかと思います。

こうした政策について、②で保育士確保に対するアクセルとブレーキという形で書かせていただきました。現在、先ほどの予算要求あるいは予算要求を見ても、根本課題は待遇の向上にあることは言うまでもないわけですが、そこも含めて保育の質の向上に政府は取

り組んでいます。しかし、その成果を待つことなく、一方で、それを台なしにしかねない政策を同時に進めようとしています。つまり、保育士希望者の熱意に水をかける行為とも言え、アクセルとブレーキを同時にかけるような政策ではないだろうか。本丸が攻められないからといって城の扉をあけて、そして、いろいろな人を入れていくという政策が本当にいいのかどうかということは懸念なしとしません。

最終的に実施せざるを得ないということであれば、③ですけれども、少なくとも待機児童の多い地域に限り、かつ、期限を区切って、かつ公定価格上にも反映させた上で、一時期に限って導入するという形にしていきたいですし、また保養協などと十分に協議をしてほしいというように願います。

2番については、一番最後の行のところですが、地域で起こっているさまざまな課題の実情を調査して、柔軟な制度設計を進めていただきたいということを述べて終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 高知県知事の尾崎正直でございます。

全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとしてお話をさせていただきたいと思います。

昨年7月に全国知事会といたしまして、少子化対策関係で4つの政策提言をまとめさせていただきました。1つは地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用ということ。第2が子育て負担の大胆な軽減を図るべきであるということ。そして3点目が子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保とさらなる質の向上を図っていただきたいということ。そして4点目が子供の貧困対策の抜本強化を図っていただきたいということでございます。

この4点について、昨年、概算要求以降、国に対しても政策提言を行ってまいりました。結論から申しまして、今回27年度補正予算及び28年度予算案の中におきまして、政府において非常に迅速な対応をいただいております。かつ、かなり踏み込んだ対応もしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

少子化対策について、この強化交付金について、少子化対策重点推進交付金という形で補正予算における措置、及び当初予算における措置、ともにとっていただいたこと。特に当初予算において金額を確保していただいたということは、これから全国の自治体の大いなる後押しになっていくのではないかと考えております。

現実にこの少子化対策交付金ができるから、47都道府県全て新しい取り組みをスタートしてきているところでありまして、これが当初予算化されていくことがまたさらに取り組みを後押ししていくということにつながるのではないかと考えております。

また、子育ての負担の軽減について、年収360万円未満の世帯に対しまして、大幅な保育料負担の軽減措置拡充が行われていることや、さらにはその他の措置、制度の充実も図ら

れていることを評価したいと思います。また、子供の貧困対策につきまして、新たな交付金の創設、さらにはひとり親家庭、多子世帯等に係る自立応援プロジェクトなどの取り組みも充実していただくなど、本当に迅速な御対応をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

これから自治体といたしまして、このような制度をしっかりと生かさせていただきながら、少子化対策の推進、そして貧困対策の推進、これをしっかりと進めていかななくてはなりません。我々として、またこういう形で使わせていただいて、こういう形で成果を出させていただいている。こういう点はまだ課題だということをよく取りまとめて、またこういう場でも発表させていただければと思う次第であります。

そうした中、子ども・子育て支援新制度についてでありますけれども、必要となる1兆円超の財源の確保について引き続き課題が残っているわけでありまして、御案内のように0.3兆円超の部分につきましては、引き続き課題であります。この点は質の向上の面において大変重要な課題であるわけでありまして、この子ども・子育て会議において、委員の皆様も長年にわたって審議をされまして、多くの皆様が審議もされ、そして、多くの皆さんの御努力の上ででき上がった制度であります。絵に描いた餅にしないためにも、しっかりと財源確保が必要なわけでございまして、引き続き我々としても活動をしていきたいと思いますが、政府におかれましては、引き続きの御尽力をぜひよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、王寺委員、お願いします。

○王寺委員 全国認定子ども園協会の王寺でございます。

私からは3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は、先ほど加藤委員がおっしゃいましたように広域調整の部分で基礎自治体の連携がとれていないというのは、認定子ども園の団体の中でも多く声が聞かれております。このところをぜひ指導していただきたいということ。

また、2点目は、認定子ども園において煩雑な業務を解消するために1つの法人になるというようなことがありましたが、そういう事務業務は新制度になり新たな事務内容も増え、極めて煩雑なままでございますので、何とかこういう煩雑さを統一していただいて、園長または施設長は保育を見るという大切な業務がございますので、もう少し簡素化していただきたいと思っております。

3点目ですが、今、柏女先生がおっしゃっていたことにつきまして、現場としましては、本当に保育者の確保が大変でございます。また処遇改善は金銭的な面だけではなく、働き方もローテーションの複雑さ等の業務内容。特に認定子ども園におけるのは多機能に対応しなければならないということにおいて、保育者が大変な数、必要となります。この導入については、大変子どもはありがたいのではございますが、先ほど柏女先生がおっしゃっ

たように、保育の質を担保として、しっかりとしたそういう研修を国のほうからもちやんと特に地域に任せるのではなく、国からしっかりとした具体的なそういう指導的なものを示していただきたい、そして導入へというような形へと願いたいと思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、岩城委員、お願いします。

○岩城委員 全国国立幼稚園・こども園長会の岩城でございます。

今回、平成28年度の予算案が示されました。量的拡充、質の向上の事項について、引き続き全て実施できる見込みとなりましたこと、大変安心いたしました。今後もより質の向上を図るためにも、1兆円超の財源確保に向けて引き続き御尽力いただけますよう、お願い申し上げます。

こども園に移行した施設の課題として、大きく上げられることの中に、研修時間の確保ということが挙げられております。今回の園の中にも研究に充てられる時間を週単位で考えるなど、工夫して研修時間を捻出して研究発表に行ったというような実践もございます。そういった実践をぜひモデルにして、各地域で広めていただきたいと思いますと思っています。

予算の件で、文部科学省予算案の中ですが、資料1の15ページに当たります。1の無償化に向けた取り組みについてです。公立幼稚園、こども園の中には、新制度によって保育料が上がったところが多くありますが、この取り組みによって少しでも保護者の負担が軽減されるということは望ましいことだと思っております。

また、2の幼児教育の質の向上の施策として、地域の幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの配置などが挙げられております。この策は実質的に質の向上に効果のある取り組みと思いますので、ぜひこのような取り組みが図られることに期待したいと思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、次、水嶋委員、お願いします。

○水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

新制度の初年度が間もなく終わりますが、家庭的保育が地域型保育の一つとして位置づけられたことは、家庭的保育を広く世間の方に知っていただくことができ、また処遇改善加算、資格保有加算など、保育者にとって働く環境が整備されたことはとてもありがたく思っております。

家庭的保育に関して4点お願いしたいのですが、まず自治体の協力が不可欠であること。新制度における家庭的保育の大きな変革は、自園調理と連携施設です。これらは5年間の経過措置があるものの、うまく実施へ至らなかった自治体の家庭的保育は年数がたったからといって実施できるものではなく、自治体の協力を得たところがうまく実施できていることから、自治体の協力が不可欠だということです。

次に、地域ごとに取り組みの足並みがそろっていないところがあるということです。例えば公定価格に含まれている減価償却費加算、減価償却加算や賃借料加算など、支払われている地域と支払われていない地域があります。

3点目に、受託児定員の利用調整を柔軟にということですが、以前から申していることなのですが、家庭的保育は定員5人までの少人数です。年齢別定員にとらわれて年度初めに空きが出てしまわないように利用調整に柔軟に行っていただきたいと思います。連携施設などへの契約は年間を通した契約となっているので、その時々受託児数によるわけではありません。定員に空きがあるということは、運営面での課題になってしまいます。

最後に、今後の予算で検討していただきたいことなのですが、乳児保育加算の新設です。乳児に関しては、睡眠中であっても、退室まで目が離せません。特に家庭的保育は少人数ということもあって、生後間もない赤ちゃんをお預かりすることがあります。ちなみに私も43日から預かるのですが、本当に保育者一人が乳児にかかりっきりになってしまうことが多いので、安全で安心な保育を行うために、家庭的保育のみならず、小規模保育などでも、乳児を受け入れたときの加算を御検討していただければありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、松井委員、お願いします。

○松井委員 高松市の教育長、松井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料1の15ページ、22ページに記載されておりますことでもありますけれども、教育・保育の質の向上を図るためには、来年度予算において幼児教育アドバイザーの育成、配置について措置をしていただいております。ありがとうございます。

しかし、全国の各市町における教育・保育の質の向上を図るためには、モデルと言わず、今後なお一層の予算措置をお願いしたいと思っております。

同様に、幼児教育センターの設置についても項目がありますけれども、今回、新しく予算措置をしていただいております、ありがたいことでもありますけれども、全国の中では一部の県のようにありますので、全国にセンター設置ができるような今後施策をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、廣島委員、お願いします。

○廣島委員 日本こども育成協議会の廣島でございます。

新制度に当たって資料1の保育士の確保というところでお話をさせていただきたいと思っております。

その中で、さまざまな形で制度を充実していただきまして、非常にありがたく思っております。特に私ども東京都認証保育所を初めとした認可外については、今、人を確保するということが非常に大きな課題となっております。なおかつ、株式会社立の保育園におい

でも、さまざまな形で苦勞しているというのが現状でございます。そういう中で、1つは子育て支援員の拡充ということですが、さまざまな御意見はあろうかと思いますが、より積極的にさまざまな形で活用していければいいのかなというように思います。

2番目には、借り上げ宿舎の件でございますが、非常に大きなインパクトがありまして、非常に大きな効果を生んでいるというのが現状でございます。あわせて、これが一番の懸念される点はいつまで続くのかということと、今後どうなるのかということが非常に大きな関心でもあり、懸念でもあるということでございます。

それとあわせて保育士の仕事のことで巷間言われることについて言えば、大体マイナスイメージが懸念される、仕事がきつい、あるいは処遇が大変だ、だから処遇改善しなければいけない、だからどうだというようなマイナスのようなイメージでまず語られるという傾向がございます。そういう意味では、子供にかかわる仕事がどれほどすばらしいかという視点で、政府広報でもいいと思いますが、テレビコマーシャル、あるいはその他のことで、子供にかかわることについてどれほどすばらしいかというような社会的な環境、雰囲気をつくっていくということが、実は予算も非常に大事ですが、環境づくりも非常に大事ではないかというように思っております。

そういう意味で、ぜひ国を挙げて、子供にかかわることのすばらしさを喧伝していくことをお願いできればありがたいと思います。ありがとうございました。

○無藤会長・部会長 本当にありがとうございます。

では、次の方、木村委員、お願いします。

○木村委員 ありがとうございます。

全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

もう時間がないので1点だけ御確認といえますか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。それは地方交付税交付金と地方消費税の相関関係をお聞かせいただきたいと思うのですが、消費税が5%から8%、そして10%、税率が上がる部分だけ税収入は上がるわけです。地方において、条件が全て人口とか、例えば消費されている金額とか一定の場合、地方消費税は当然ふえるわけですね。そのときに多くの自治体が、地方消費税がふえると地方交付税交付金が結果的には減るので、収支はプラスマイナスゼロなのだという認識をされている自治体があります。今回の新制度において、各自治体は利用者負担金を軽減したり、新たな独自事業を始めたりすることで、市町村のある意味人口をふやしたいとか、さまざまな取り組みをしていますが、その一番が財源の確保というところがあります。この財源を確保していくために用途制限のある消費税を使いたいと思っても、地方消費税が上がっても交付金が減ったら市民サービスの低下を招いてしまうので、新たなことはできませんというような発言があります。この辺の相関関係がどうなっているのかということをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございました。

では、次、どなたか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 京都市日本保育協会の山内と申します。ありがとうございます。

今回、保育士確保のためにさまざまなメニューを御準備いただきまして、ありがとうございます。しかしながら、即結果の出るものではありませんので、これからさまざまに国のほうから自治体のほうに、今回の特に新メニューについて詳細な情報を早く出していただき、強く実行していただくようなことで御指導いただければと思います。

もう一つ、新たにですけれども、今、こども園に勤務する職員というのは保育教諭の資格が必要で、例えば保育士の免許だけを持っている職員については5年間の間に幼稚園教諭の資格をとるということが必要なのですけれども、ただ、今、現場の職員の中には50代を超えている職員も多くおります。そんな中で仕事をしながら資格をとるということは非常に困難な状況にあります。

「先生、もうこの機会になったら、60になったら定年になってやめさせていただくほうがいいかな」というような声が現場の職員の中から出てきておるのが現状にあります。しかしながら、その経験豊富な50代を超えている職員については、例えば子育て支援についての相談、若い保護者への育児相談とか、そういうことについては非常にたけております。やはり若い保護者の方が話を聞いて納得をして、安心して保育に向かえるというような状況があります。ですから、このやや高齢の職員をどう働き続けてもらい、有効に活用していくかということは非常に課題のあることだと思います。ここ数年で一挙に新たな保育人材が育つわけではないですので、いかに働き続けてもらうかということも考えていくべきだと思いますので、この辺の人材の活用の仕方をぜひとも検討いただきたいなというように思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、松田代理人、お願いします。

○松田代理人 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会の松田です。

制度がスタートして、私も今、利用者支援事業という新規の事業を自治体で受託してやっている中での実感として、きょうは国に子ども・子育て支援事業、地域子育て支援事業、いわゆる13事業についての実態把握とバックアップのお願いをしたいと思います。

実態で地域の保護者からの不安の声とか、実際の子育ての困難とか、子供の育ちというところにおいては、家庭の支援がその子供の生育のバックアップになると感じておりますが、保育や幼児教育の充実だけではなく、全ての家庭にというところで13事業がとても大切になっていると思っております。

ただ、国でも今まで計画づくりのときもそうでしたが、これからは進捗のところを丁寧に見ていただくといいところでは、自治体も同じように進捗の状況を報告して終わりみたいな感じの会議が進んでいます。できれば一つ一つの事業を丁寧に見直していただく時期に入っているのではないかとこのように思っております。これから計画を實際立て

を進めていく中で見直しも図られていくと思いますので、前倒しでどのような計画で一つ一つの事業を見直していくかということも含めて、質も含め、量もまだまだ足りていませんが、自治体がどう進めていいかわからないところが13事業の中にはまだまだ多々ありますので、ぜひバックアップをお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、平川代理人、お願いします。

○平川代理人 ありがとうございます。3点ほど簡単に意見を申し上げたいと思います。

1つ目は、資料2-1の公定価格の対応についてでございます、6ページのチーム保育推進加算の創出のところであります。この私立保育所の平均勤続年数別の分布の表を見てみますと、10年を山として、その後の勤務年数は短くなっているという構成割合になっておりますが、これは長く働き続けられないという実態がこの施設保育所の中にあるということが明確に示されていることとあります。保育士不足が深刻化されておりますけれども、10年しか働けないというような実態をまず変えていくことが保育士不足解消の最初のステップではないかなというように考えています。

そういう中で、平均勤続年数15年以上をこの加算の要件としております。先ほどこれを緩くすべきだという話もございましたが、今、長く働き続けるようにするという方向性と全く逆行することではないかなと思いますので、基本的には15年以上という要件を当然維持するべきでありますし、賃金改善に充てることという要件がありますが、それがしっかりと確実に要件に充てられているということについて、監査などで明確にして確実に処遇改善を進めるべきだと考えているところであります。

そういった中で、資料4のほうで、保育士の配置等々の要件の緩和の話がございました。私も柏女先生とほぼ同意見でございますし、この保育士、子ども・子育て支援新制度という制度は保育の質をどうやって上げていくかということが大きな柱でございました。それが保育士の資格に関して緩めていくということについて、質の担保をしていく意味での外形的な基準が緩和されるというのは、質の担保そのものが問われるのではないかと考えているところであります。

そういった意味で、弾力化につきましては、期限を設定するであるとか、逆に緩くする場合は公定価格を減算するというようなことなども検討していくべきではないかと考えているところであります。

また資料3の企業主導型保育事業の関係であります。この財源が確保されたというのは率直に評価させていただきたいと思いますが、新たな事業主拠出金を活用した事業として、企業主導型保育事業というものがつくられてございます。これは本事業の特徴にも書いてありますけれども、基本的に無認可でございます。新たな事業が始まるということでありましてけれども、これについては問題があると思っております。基本的には子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業で実施すべきであると考えておりますので、ぜひとも今後も

そういう方向で、この企業主導型保育事業が子ども・子育て新制度の枠内の中で運営され、制度改善されていくように求めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、平井代理人、お願いします。

○平井代理人 全国児童養護施設協議会の平井でございます。

私からは、社会的養護の関係からお話をしたいと思います。

社会的養護を必要とする子供たちは、虐待や貧困によりマイナスからの始まりになっております。施設入所によってようやくゼロに近い形になるわけなのですが、その後、また退所してプラスにしていくのがなかなか難しい状況でございます。

27年度の補正で自立支援貸付制度を創設していただき、大変ありがたい話なのですが、これも条件をクリアできないと返済義務が生じてきます。そうしますと、学生支援機構と同じような形になってしまいますので、もう少し柔軟な対応を御検討いただきたいと思います。

もう一つ、社会的養護の現場の一線で働く保育士、この保育関係と同様に我々社会的養護の保育士の確保も難しい、厳しい現状でございますので、やはり同じような確保対策をお願いしたいと思います。

それと年休代替費が一応対応していただいているのですが、産休育休代替も同等にお願いできないかと思っております。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、川中子代理人、お願いいたします。

○川中子代理人 ありがとうございます。宇都宮市長代理の川中子でございます。時間の都合上、端的に申し上げます。

本日の資料にありましたように、平成28年度予算で0.6兆円を確保しまして、量的拡充と質の向上において、今年度に引き続き0.7兆円の範囲で実施する事項を全て実施できることにつきましては、子ども・子育て支援に対する国の強い姿勢を感じているところであります。しかしながら、量的拡充と車の両輪であります保育士の確保につきましては、栃木県におきましても、10月時点での保育士の有効求人倍率は2.32倍と保育士不足は表面化しているところでありまして、全国の各市町においては、何とか財源を捻出し、知恵を絞りながら保育士確保策を進めているところであると考えております。

このような中、本資料に基づきまして、1つには保育士不足に対応する緩和策はやむを得ない状況と考えておりますが、保育の質の低下につながらないように、慎重な制度設計をお願いしたいと考えております。

2つには、やはり保育士の処遇改善のための0.3兆円を早期に確保していただき、対応していただきたいと思いますと考えております。

最後になりますが、重大事故の再発防止策に関するガイドライン等、地方自治体での対応を考慮し、早目の周知をぜひともお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

一通り御意見等を頂戴いたしましたので、事務局側から答えられる分をお答えいただきたいと思います。

○竹林参事官 内閣府の新制度担当参事官でございます。

いろいろと御意見をありがとうございました。答えられる範囲で応えてまいりますが、まず制度の周知の工夫をという話が最初のほうでございました。これに関しまして私どもも努力はしていきながら頭を悩ませているところでございまして、27年度におきましても、全国8カ所で草の根的に周知のお手伝いをしていただけるような地域の協力者を育てるような研修をやったりしておりますけれども、引き続ききょういただいたようなアイデアも踏まえながら、どうしていくか検討していきたいと思っております。

質の向上の判断基準はどうなっているかという御質問がございました。質の向上に関しましては、言うまでもなく、この仕組みの中で非常に大きな要素でございます。公定価格の中でも第三者評価の加算を導入したりとか、あとこれまでも保育所の指針でございましてとか、幼稚園の教育要領などなど、定期的にアップデートすることで質の向上を図ってまいりますし、事故の防止のガイドラインマニュアルの類いというものもそうした観点のものの一つということではあると思いますが、判断基準みたいな話になりますと少し中長期の課題といいますか、なかなかこういうサービス分野で客観的な基準を設けるといっても技術的には難しいところもあるかなと思いつつ、いろいろとまた御指導いただきながら考えていくテーマかなと思います。

あと保育料の負担軽減の状況につきましては、現在調査中でありまして、まだ集計が終わっておりませんので、また現状を把握した上で御報告させていただければと存じます。現状把握につきましては13事業の話もございましたけれども、この仕組みが特に地方を中心にPDCAを回すということですので、現状把握の努力は非常に重要な要素になってまいりましたので、さまざまな部分で現状把握の努力を引き続きやっていきたいと思っております。

あと連携施設の減算をやめてほしいなど、あと自治体の取り組みについての御意見もございました。まず定員の弾力化につきましては、2割の範囲内で一応弾力化できるという仕組みはございます。これは別に小規模保育所だけではなくて、一般の保育所などについても同じでございしますが、ただ、小規模保育所がその仕組みというか制度上の制約として19人までというところはルールとしてございます。

あと減算につきましては、これはあくまで連携施設ができたときに連携、調整の手間、さまざまな経費がかかる部分を公定価格で見ているということですので、その部分を削

られていただいているという趣旨の対応であるということをご理解いただければと思います。その上で、自治体の役割ということでございますけれども、児童福祉法上、市町村は保育の必要性があるところについて認定こども園、家庭的保育事業などにより必要な保育を確保するための措置を講じなければならないという法律の条文になっております。そういう意味で、連携施設は当然各事業者が確保することが基本とは言いつつも、市町村には積極的な役割を果たしていただくことが求められているということだと思っておりますので、今後もそのあたりの周知に努めていきたいと思っております。

○駒崎委員 それは自治体が知らないのです、その情報をぜひ教えてあげてください。

○竹林参事官 地方交付税に関してということでございまして、大変恐縮なのですが、交付税の詳細な部分につきましては、なかなか私どもも把握し切れない部分などもございます。そういう中で、余りクリアではないような形のお答えになってしまうのですが、一般論としてこういうことかなと思うのですが、地方交付税額については、基準財政需要額というものが基準財政収入額を差し引いて決定されるというメカニズムに基本的になっております。消費税率の引き上げに伴って、地方消費税率が引き上がる場合であっても、今、申しあげました基準財政需要額あるいは基準財政収入額の増減については、さまざまな要因がございますので、なかなか地方交付税が減額になると一概には言えないということだと、まさにケース・バイ・ケースみたいな話でございまして、すっきりとお答えできないことが大変恐縮でございますけれども、自治体、財政が大変厳しい中ではございますが、この消費税の引き上げの趣旨が社会保障の充実であるということはそれぞれよく踏まえていただいて対応いただきたいと思いますし、国としても新たな施策を講じる場合には、地方負担というものに常にしっかり考慮する必要があるということは肝に銘じてまいりたいと思っております。

あと0.7兆ベースの財政が確保できたけれども、0.3兆という話がございましたが、これについては29年度予算以降、引き続きしっかり全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

私のほうからはとりあえず以上でございます。

○無藤会長・部会長 あとありますか。お願いします。

○淵上幼児教育課長 文部科学省幼児教育課でございます。

私立幼稚園の関係で幾つかの御指摘をいただいております。時間もありませんのでかいつまんで申し上げますが、幾つかの先駆的な事例をきちんと把握した上で、それを展開していくようにという御指摘がございました。私どもはこれまでも各都道府県や事業者などの情報交換、意見交換などを行っておりますけれども、さらに実態を把握しながら、好事例を御紹介し、この制度がさらに運用改善されるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、幼稚園教諭の処遇改善のお話もございました。今回の新制度の中でも、当然幼稚園教諭の処遇改善についても盛り込まれておりますけれども、今後ともさらなる改善に向

けて財源の確保など、政府全体でさらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○無藤会長・部会長　お願いします。

○朝川保育課長　保育課長です。

柏女委員と平川代理人から御指摘を受けております保育士の配置についての規制の見直しについてでございます。まず、どういう期間で考えているのかというのは、今、足元では非常に全国的に保育士の確保が厳しい状況にございまして、有効求人倍率などを見ても東京は飛び抜けて高いですけれども、これは地方に行っても非常に高い。さらに県庁所在地以外の周辺部などは非常に確保が難しいという状況にあります。そういう状況が生じている背景には、受け皿拡大を急速に進めているということがありますので、そういった状況が一段落するまでというように考えています。これは女性の就業率の上昇と非常に密接にかかわっていることですので、まだしばらくは続くと思っておりますけれども、恒久的な措置としてやろうというものではございません。

さらに、養成校の学生さんとの関係で専門性に関する懸念が生じているというお話については、いろいろなところから私どももお伺いするところではございますが、例えば今回補正予算で規制の見直しとは別にプラスアルファで補助員の配置などを予算化しているのですが、まさにそういう取組は保育士さんの専門性をちゃんと発揮しやすいような環境を整えるものです。保育士さんの働き方が非常に厳しいので、できる限り専門性が発揮しやすい職場環境を整えるということもあわせてやってございますので、現在、並行して保育士の見直しをやっている中でも、保育士さんの専門性が質に非常にかかわることで、特に就学前の質を確保するというのは重要だということが指摘されていますので、私どももそういう誤解が生じないように、しっかりと周知に努めていきたいと思っております。

○無藤会長・部会長　よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに何かよろしいですか。

それでは、一通りお答えして、質問も一部は残ったと思いますので、具体的なデータでまた次回等をお願いしたいと存じます。

それでは、時間が大分延びましたけれども、第27回「子ども・子育て会議」、第30回「子ども・子育て会議基準検討部会」合同会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。